

トヨタモビリティ富山株式会社 「いつでもウェルキャブ」貸与契約書

賃貸人 トヨタモビリティ富山株式会社（以下「甲」という）と、賃借人(以下「乙」という)は、福祉用具（以下「物件」という）のレンタル取引に関し、次のとおり基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の主旨）

- ① 甲は、物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した上で、甲乙間のレンタル申込書記載の使用者（以下「使用者」という）の使用に供することができる。

第2条（レンタル契約）

- ① 乙が甲所定の様式のレンタル申込書（以下「申込書」という）に必要事項を記載して甲に送付し、甲がこの方法による申込みを承諾したときに成立するものとする。
- ② 乙は、使用・維持に関し、甲に対し一切の責任を負うものとする。

第3条（取引条件）

物件の種類、数量、レンタル価格、レンタル期間、受渡条件、その他の条件については、都度レンタル契約において取り決める。

第4条（レンタル料の請求、支払）

- ① 甲が乙に対してレンタル料（以下「代金」という）を請求するときは、物件明細を記した請求書を交付し、乙は当該請求に基づき、当該代金を甲に支払う。
- ② 個々の物件の代金は6ヵ月単位で計算し、レンタル開始月および終了月の代金は別途甲が定める指数表に基づき計算する。1円未満の端数は切上げとする。
- ※指数表は次の通りとする。

ステータス	貸出/解約日	請求額	ステータス	休止/再開日	請求額
貸出	1日～15日	1か月分	休止	1日～15日	半月分
	16日～31日	半月分		16日～31日	1か月分
解約	1日～15日	半月分	再開	1日～15日	1か月分
	16日～31日	1か月分		16日～31日	半月分

- ③ レンタル開始後使用できない状態が発生し、その事由が甲の責に帰すべき事由に基づかない場合は、その他の原因の如何を問わず使用できない期間、甲が定める指数表に基づく計算に

より当該期間のレンタル料を乙が支払うものとする。

第5条（レンタル期間）

- ① 物件のレンタルの最低契約期間は6ヵ月とし、レンタル開始日およびレンタル期間は、申込書記載の通りとする。
- ② レンタル契約は6ヶ月単位で、終了日7日前までに乙より契約終了の申し出がなく甲が異議を述べないときは、同一の条件で終了日の翌日から更に6ヶ月間単位で自動的に更新されるものとし、以後についても同様とする。

第6条（期間中の解約）

- ① 利用料は契約開始時に最初の6ヵ月分を一括前払いとし、原則途中解約による返金を行わないものとする。
- ② 乙は、7ヶ月以降で、レンタル期間中であっても、甲に7日前までに申入れることによりレンタル契約を解約することができる。
- ③ 7ヶ月以降に本契約を途中解約する場合、乙は対象物品を当該時点の中古価格にて買い取ることができるものとし、買取価格は当該中古価格は経過年数に応じて「商材購入費」から「卸レンタル価格（経過年数）」を控除し、さらに所定の手数料を加味して算出されるものとする。なお、「卸レンタル価格」を基準とするため、甲が買取価格を試算する際には、手数料の設定により、使用開始から半年程度での売却であっても、当該価格が新品価格を上回る可能性があることを、乙は予め了承するものとする。
- ④ また、買取にかかる送料その他の諸費用が発生する場合には、これらの費用は乙の負担とし、当該費用は買取価格から控除されるものとする。

第7条（保管・使用場所）

物件は原則、申込書記載の使用者住所で主に保管・使用されるものとする。

第8条（物件の引渡し）

物件は、申込書記載の引渡し場所で、甲又は甲の指定する者から乙に引渡されるものとする。

第9条（契約不適合責任）

乙は、物件を受領した場合は、速やかに当該物件を検査し、汚損、破損、数量等の個別契約の内容に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、甲に申出るものとし、甲乙間にて協議のうえ甲の負担による返品・代品納入等の措置を講ずる。

第10条（物件の修理、取り替え）

第8条に基づく物件の引渡しの後、その物件が故障した場合、甲はその物件を修理、または取り替えるものとする。但し、故障した原因が甲の責に帰すべき事由にある場合を除き、修理および取り替えに要する費用は乙が負担するものとする。

第 11 条（善管注意義務）

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって物件を管理することとし、物件を毀損し、又は価値を減少させてはならないものとする。

第 12 条（損害賠償）

乙は、物件が滅失または毀損した時、直ちにその状況を甲に報告し甲の指示に従うものとする。
また、乙の責に帰すべき事由により物件が滅失または毀損した場合、乙は、下記各号の区分に従い、甲に対しその損害を賠償するものとする。

1. 物件が滅失し、又は修理が不能になった場合の損害額は代替物件の購入額
2. 物件が毀損した場合の損害額は、修理に要した費用
3. 物件が毀損した場合であっても、修理が著しく困難な場合は、前号の規定にかかわらず第 1 号により損害額を定める。

第 13 条（所有権の表示）

甲は、物件に、甲の物件である旨を表示し、レンタル期間中、乙及び使用者をして当該表示を維持継続せしめるものとする。

第 14 条（譲渡の禁止）

- ①乙は、物件につき第三者への譲渡、売却、担保差し入れ等一切の処分をしてはならないものとする。
- ②乙は、本契約上の権利を第三者に譲渡することはできないものとする。

第 15 条（第三者による強制執行）

乙は、第三者が物件に対して差押さえ又は仮差押さえ等の執行をしようとする場合、その他第三者が物件に対する権利を主張する場合、本契約書を示すなどして物件の所有権が甲にあることを説明しなければならず、その場合直ちに甲に通知するものとする。
物件に対して乙の債権者等が強制執行手続をとった場合、前項の説明の有無にかかわらず、甲は、乙に対し、執行の取消のために要する費用を請求することができるものとする。

第 16 条（期限の利益喪失）

乙は、次の各号の場合、何らの通知催告がなくても期限の利益を失い、残代金全額を直ちに甲に支払うものとする。

1. 本契約に基づく債務の履行を 1 回でも怠ったとき
2. 本契約又は個別契約又は甲乙間で別途締結している場合は、その売買基本契約書の条項の一にても違反したとき

3. 支払いを停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき
4. 乙の債権者によって、差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき
5. 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てがなされたとき
6. 営業を休廃止し、又は解散の決議がなされたとき
7. その他乙の信用が著しく悪化したとき
8. 暴力団、暴力団員、暴力団に関係する団体・個人、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当し、主たる出資者もしくは役職員が反社会的勢力と取引その他の関係を有し、または暴力・威力・詐欺的手段を用いて信用の毀損、業務の妨害、もしくは不当な要求をしたとき。

第 17 条（無催告解除）

- ① 乙に前条各号の事由の一にても該当した場合、甲は、何らの催告を要せずに直ちに本契約及びレンタル契約の全部もしくは一部を解除することができるものとする。
- ② 前項の規定に基づきレンタル契約が解除されたとき、乙は、直ちに当該契約の対象物件を第 19 条に従い甲に返還する。

第 18 条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年 14. 6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

第 19 条（物件の返還）

- ① レンタル契約がレンタル期間の満了もしくは解約により終了し、又は本契約が解除された場合、乙は、直ちに申込書記載の返還場所において、物件を甲に返還しなければならない。
- ② 乙は、乙の費用で物件を原状に回復した状態で返還する。但し、通常の使用による自然摩耗はこのかぎりではない。

第 20 条（物件の引渡し及び返還費用）

第 8 条に基づく物件の引渡し及び第 19 条に基づく物件の返還にかかわる配送費用は乙の負担とする。

第 21 条（物件使用による損害）

物件自体もしくは物件の設置等により、第 1 条記載の使用者または第三者に身体または財産上の損害を与えた場合には、甲の責に帰すべき場合は甲が、乙の責に帰すべき場合は乙が、両者の責に帰すべき場合は甲乙協議の上、損害賠償を行うものとする。

第 22 条（保管、消毒業務）

- ① 甲は、法令の定め、官公庁等の規則、指示に従い一定の基準を満たした作業手順書を作成

- し、その作業手順書に従い、物件の保管及び消毒業務を行う。
- ② 乙は、甲に対し作業手順書の交付、閲覧等の開示を求めることができる。
 - ③ 甲は、乙の求めに応じ、甲が作業手順書に従い適切に作業を実施している旨を証明する書類を作成し乙に交付する。
 - ④ 確認を行った記録の保管期間については、乙は、乙を管轄する行政機関の規定に準じ保管するものとする。

第 23 条（通知・説明義務）

- ① 乙は、商号、本店所在地及び代表者等の重要事項に変更があった場合、あるいは第 16 条第 3、4、5、6 号までの事実が発生し、又はその恐れのある時、直ちに書面により甲に通知するものとする。
- ② レンタル申込書の記載事項に変更があった場合は、直ちに書面により甲に通知するものとする。
- ③ 前②項の通知がなく、乙からの通知等が到着せず、又は遅れて到着した場合は、通常到着すべき時期に到着したものとみなす。
- ④ 乙は、甲の要請があった場合は、その事業の状況を説明し、関係書類の写しを交付するものとする。

第 24 条（公租公課）

物件に関する消費税は、乙の負担とし、レンタル料と共に甲に支払うものとする。

第 25 条（相殺の禁止）

乙は基本契約及びレンタル契約に基づく債務を甲又は甲の承継人に対する債権をもって相殺することはできない。但し、甲、乙の双方が合意した場合は、その限りではない。

第 26 条（合意管轄裁判所）

甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を本契約およびレンタル契約の合意管轄裁判所とする。

第 27 条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約を遂行するうえで知り得た相手方及び物件等に関する営業上、技術上の知識を、本契約中はもちろん、本契約終了後においても他に漏洩又は開示してはならない。

第 28 条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約日より 1 年間とする。但し、期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙のいずれからも書面による解約の申し入れがない場合は、本契約を更に 1 年間自動的に同一の条件で更新するものとし、以後についても同様とする。

第 29 条（本契約終了後の措置）

本契約が終了した場合といえども、既に本契約に基づき締結したレンタル契約については、当該契約が解除されない限り、なお、本契約の定めるところによる。

第 30 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本契約各条項の解釈に疑義を生じた場合は、その都度
甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

西暦 年 月 日

所在地 富山市千歳町二丁目 5 番 26 号
貸主（甲） 氏名 トヨタモビリティ富山株式会社
 代表取締役 品川 祐一郎

所在地
借主（乙） 氏名